

令和 8 年度（令和 7 年分）給与支払報告書の提出について

事業主 御中

日頃から、本町の税務行政について格別のご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、所得税の源泉徴収義務がある事業主（②1）は、法人・個人を問わず、前年中に支払った給与について、給与支払報告書を作成し、市町村へ提出することが、法令により義務付けられています。（地方税法第 317 条の 6）

については、下記をよくお読みいただき、提出期限までにご提出くださるようお願いいたします。

②1・常時 2 人以下のお手伝いさんなどのような家事使用人だけに給与を支払っている個人は、源泉徴収義務がある事業主には当たりません。それ以外の事業主の方は、全てにおいて給与支払報告書の提出が必要です。

1. 提出対象者について

- ・給与支払額の多少にかかわらず、アルバイト・パート等を含む全ての従業員が対象です。
- ・年の途中で退職された方についても、令和 7 年中に支払った給与がある場合は、提出の対象です。
- ・廃業や解散された場合でも、令和 7 年中に支払った給与がある場合は、提出の対象です。

2. 提出していただくもの

①総括表・・・・・・・・・・同封の総括表をご使用ください。

※昨年 eLTAX（電子送信）で送付された事業所は、総括表を同封していません。

②個人明細書・・・・・・・・・・1 人につき 1 枚

③普通徴収切替理由書・・同封の様式（緑色）をご使用ください。

※退職者や、それ以外に普通徴収となる該当者がいる場合は、提出が必要です。

※普通徴収切替理由書の提出がない場合や、記載内容に不備がある場合は、特別徴収となる場合があります。記載については、記入例をよくお読みください。

3. 提出期限について

給与支払報告書の提出期限は、**令和 8 年 2 月 2 日（月）**です。

1 月下旬は提出や問い合わせが集中しますので、1 月 15 日までの早期提出にご協力をお願いします。

4. お願い及び注意事項

- ・令和 7 年度税制改正により「基礎控除」や「給与所得控除」が見直されたほか、「特定親族特別控除」が創設されています。必ず、国税庁 HP の「年末調整のしかた」を確認のうえ、提出してください。
- ・eLTAX（電子送信）を利用されていない事業所は、是非 eLTAX の利用をご検討ください。なお、eLTAX で提出された事業所へは、次年度以降、紙でのお知らせをお送りいたしませんので、ホームページ等でご確認ください。
- ・岡山県及び県内市町村では、市町村県民税の特別徴収を推進しています。従業員の内、普通徴収に切り替えが可能な方は、普通徴収切替理由書に該当する方のみとなっていますのでご注意ください。
- ・給与支払報告書（個人別明細書）の様式は同封していませんので、必要な方は当町ホームページから様式を取得してください。
- ・給与支払報告書の作成を会計事務所等へ依頼されている場合は、この書類を依頼先へお渡しください。

【提出先・問い合わせ先】

〒709-3614 岡山県久米郡久米南町下弓削 502-1

久米南町 税務住民課 住民税担当（井上）

Tel086-728-2113 FAX086-728-4414